

入札約款

平成 2年 5月 30日制定
平成 3年 10月 1日改正
平成 10年 4月 1日改正
平成 26年 4月 1日改正

(目的)

第1条 白子町の発注に係る建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、白子町財務規則（昭和60年規則第4号）及びこの入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、別記第4号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において初回の入札又は再度入札の参加者が一者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

1 入札に参加する資格を有しない者のした入札

2 委任状を持参しない代理人のした入札

3 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）

4 記名押印を欠く入札

- 5 金額を訂正した入札
- 6 誤字脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- 7 鉛筆等の消えやすいもので記載した入札
- 8 明らかに連合であると認められる入札
- 9 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 10 1回に同一の者によりなされた複数の入札
- 11 その他入札に関する条件に違反した入札
(落札者の決定)

第6条 建設工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 委託業務及び工事用材料の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
(再度入札)

第8条 開札をした場合において、前2条に定める落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は原則として2回までとする。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。なお、入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)第2条に該当する建設工事又は製造の請負に係る契約については議会の議決のあった日)から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
(契約保証)

第10条 建設工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の100分の10以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積もり内訳書の提出を求めることができる。